

公益財団法人 日本サッカー協会
2023 年度 第 2 回理事会

2023 年 2 月 9 日

決議事項

1. トルコサッカー協会およびシリアサッカー協会への支援の件

2月6日、トルコ南部で起きたマグニチュード 7.8 の地震で、トルコおよび隣国シリアで 15,000 人超の犠牲者が確認されている（2月9日現在）。この地震で被災された地域の一刻も早い復旧を願い、以下の通り支援を実施したい。

<支援内容>

トルコサッカー協会およびシリアサッカー協会に支援金としてそれぞれ US\$20,000 を寄付

【参考：最近の災害時支援実施内容/国外】

- (1) 2009 年 2 月 オーストラリア山火事
 - ① JFA から義援金 2,000,000 円
 - ② 2010 FIFA ワールドカップアジア最終予選オーストラリア戦での募金 340,270 円
 - ③ 計 2,340,270 円をオーストラリアサッカー連盟に寄付
- (2) 2011 年 2 月 ニュージーランド地震
ニュージーランドサッカー協会に義援金として 2,000,000 円
- (3) 2011 年 7 月 タイ洪水被害
タイサッカー協会に義援金として 2,000,000 円
- (4) 2011 年 8 月 カンボジア洪水被害
カンボジアサッカー協会に義援金として 1,000,000 円
- (5) 2011 年 10 月 トルコ東部地震
トルコサッカー協会に義援金として 2,000,000 円
- (6) 2013 年 11 月 フィリピン台風 30 号被害
フィリピンサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (7) 2015 年 4 月 ネパール大地震
ネパールサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (8) 2016 年 4 月 エクアドル地震
エクアドルサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (9) 2016 年 8 月 イタリア中部地震
イタリアサッカー連盟に義援金として US\$20,000
- (10) 2017 年 9 月 メキシコ中部地震
メキシコサッカー連盟に義援金として US\$20,000
- (11) 2017 年 イラン・イラク地震
イランサッカー連盟に義援金として US\$20,000
- (12) 2018 年 9 月 インドネシア大地震
インドネシアサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (13) 2018 年 11 月 北マリアナ諸島台風 26 号被害
北マリアナ諸島サッカー協会に義援金として US\$20,000

- (14) 2020年10月 バイルート爆発
レバノンサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (15) 2021年9月 ハイチ大地震
ハイチサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (16) 2022年3月 ウクライナへの軍事侵攻
ウクライナサッカー協会に義援金として US\$100,000

2. 委員長選任の件

以下の通り委員長を選任したい。

- (1) 財務委員会 委員長
新) 宮本恒靖 専務理事
現) 須原清貴 理事
- (2) コンプライアンス委員会 委員長
新) 山口香 理事
現) 須原清貴 理事

3. JFA アジア貢献事業 指導者海外派遣（新規）の件

(決議) 資料1①②

(1) 中国成都市サッカー協会

中国成都市サッカー協会よりアカデミー U-13/U-14 監督派遣の依頼を受け、JFA アジア貢献事業の一環として、新たに以下の指導者を派遣したい。

- 氏名 : 朝岡 隆蔵 (あさおか りゅうぞう)
資格 : JFA S 級コーチライセンス
派遣先協会 : 中国四川省成都市サッカー協会 (CDFA)
役職 : アカデミー U-13/U-14 監督
契約期間 : 2023年3月1日～2024年1月31日
費用負担 : [JFA] 傷害保険料
[CDFA] 給与、住居、交通費、日本-中国間の航空券
略歴 : 別紙の通り

(2) フィリピンサッカー連盟

フィリピンサッカー連盟よりユース育成ダイレクター派遣の依頼を受け、JFA アジア貢献事業の一環として、新たに以下の指導者を派遣したい。

- 氏名 : 土田 哲也 (つちだ てつや)
資格 : JFA A 級コーチジェネラルライセンス
派遣先協会 : フィリピンサッカー連盟 (PFF)
役職 : ユース育成ダイレクター
契約期間 : 2023年3月1日～2024年1月31日
費用負担 : [JFA] 一部給与、傷害保険料

[PFF] 一部給与、住居、フィリピン-日本間の航空券
略歴 : 別紙の通り

4. 部活動推進委員会 委員選任の件

(決議) 資料 2

以下の通り、部活動推進委員を新たに選任したい。

【新規追加】

秋田太一：公益財団法人日本中学校体育連盟 サッカー競技部長

5. 仲介人に関する規則の運用変更の件

FIFA フットボールエージェント規則の改正に伴い、仲介人に関する規則に定める運用について以下の通り変更したい。

2022年12月16日に開催されたFIFAカOUNシル会議において「FIFAフットボールエージェント規則」(以下、FIFA規則)が承認された。これにより、2023年10月1日以降は、選手の契約や移籍等の取引に関与する活動(エージェント活動)を行う者にはFIFAが発行するライセンスの取得が義務付けられ(ライセンスは原則として、FIFAが主催する試験に合格した者に付与される)、同時に、現行制度(仲介人制度)は2023年9月30日付で廃止されることとなった。

現行の仲介人制度は、協会に登録された者(ライセンスは不要)が仲介人として活動できる制度であるが、本協会では「仲介人に関する規則」に基づき、仲介人の登録は各年度の末日(3月31日)を有効期限とする年度更新制を定めており、登録の更新を希望する仲介人には更新手続きと手数料の納付(3万円)を義務付けている。しかしながら、上記の通り、現行の仲介人制度が2023年9月30日付で廃止される状況を踏まえ、以下の通りの扱いとしたい。

■2022年度に登録された仲介人について、当該登録の有効期間を2023年3月31日から2023年9月30日までに延長する(更新手続き及び手数料の納付は不要とする)。

■FIFAカOUNシルによる仲介人制度の廃止の決定を受け、これ以降の新規の仲介人登録は行わない。

6. 「アクセス・フォー・オール宣言」およびアクションプラン策定に向けたワーキング・グループ設置の件

(決議) 資料 3

「アクセス・フォー・オール宣言」および今後のアクションプランの作成に向け、組織横断的なワーキング・グループを設置したい。

7. 1級勇退審判員および1級審判インストラクター 勇退者表彰の件

2022年をもって引退した以下の審判員および審判インストラクターに対し、長年にわたりトップカテゴリーにおいて審判または審判指導者活動をするなど審判技術の向上等に著しく貢献のあったこ

とに対して感謝の意を表するため、「審判員及び審判指導者等に関する規則 第12節 第30条〔表彰〕」「表彰規則」に基づき、表彰したい。

(以下、敬称略、五十音順)

(1) 2022年をもって引退された審判員

① 1級審判員

越智 新次 (おち しんじ)
蒲澤 淳一 (かばさわ じゅんいち)
佐藤 隆治 (さとう りゅうじ)
鈴木 智也 (すずき ともや)
角田 裕之 (すみだ ひろゆき)
野田 祐樹 (のだ ゆうき)
山内 宏志 (やまうち ひろし)
山際 将史 (やまぎわ まさし)
若松 亮 (わかまつ りょう)

② 女子1級審判員

浦島 智美 (うらしま ともみ)
桑原 里佳子 (くわはら りかこ)
須永 久美 (すなが くみ)
中村 奈緒美 (なかむら なおみ)

③ フットサル1級審判員

成田 憲一 (なりた けんいち)
小崎 知広 (こざき ともひろ)
常岡 大展 (つねおか おおのぶ)

(2) 2022年をもって引退した審判インストラクター

① 1級審判インストラクター

小幡 真一郎 (おばた しんいちろう)
関根 弘之 (せきね ひろゆき)
濱名 哲也 (はまな てつや)

(3) 表彰内規

① 審判員

1級審判員、女子1級審判員、またはフットサル1級審判員で、体力的、精神的等の理由により、ご本人の意向で本資格を返納する方

② 審判インストラクター

第7節 第22条 [定年による引退]

サッカー1級審判インストラクター及びフットサル1級審判インストラクターは、満70歳となった日が属する年度の最終日(3月31日)に定年により引退する。

4. 表彰式

2月11日(土)にJFAハウスで表彰式を実施し、感謝状を授与予定

<参考>

【審判員及び審判指導者等に関する規則】

第 12 節 審判員及び審判指導者の表彰並びに懲罰

第 30 条 〔表 彰〕

本協会は、審判技術の向上等に著しく貢献のあった審判員及び審判指導者を表彰する。

【表彰規則】

(対象者)

第 3 条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

(5) 審判員

(表彰事由)

第 4 条 本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

(3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき

(表彰者の決定)

第 6 条 表彰者の決定は、理事会において行う。

8. 日本サッカー後援会 継続会員表彰の件

1977 年の一般財団法人日本サッカー後援会の発足以降、同団体から日本代表強化などのために毎年交付金が支給されており、その累計は約 18 億円に上る。ついては、日本サッカー後援会会員の長年の援助に対する感謝として、以下の通り表彰したい。

(1) 日本サッカー後援会 30 年継続会員表彰

- ① 対象：日本サッカー後援会の 30 年継続会員
- ② 贈呈品：2023 年中に日本代表戦 1 試合ご招待および記念楯
- ③ 被表彰者：32 名
- ④ 備考：2008 年度より表彰実施

※過去実績（直近 10 年）：2022 年 40 名、2021 年 21 名、2020 年 26 名、2019 年 28 名、
2018 年 16 名、2017 年 20 名、2016 年 16 名、2015 年 13 名、
2014 年 23 名、2013 年 12 名

(2) 日本サッカー後援会 40 年継続会員表彰

- ① 対象：日本サッカー後援会の 40 年継続会員
- ② 贈呈品：2023 年中に日本代表戦 1 試合ご招待および記念楯
- ③ 被表彰者：7 名
- ④ 備考：2016 年度より表彰実施

※過去実績：2022 年 8 名、2021 年 13 名、2020 年 13 名、2019 年 35 名、2018 年 29 名、
2017 年なし、2016 年 41 名

【参考】日本サッカー後援会からの交付金収入（過去10年）

2013年度	50,000千円（JFA 34,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、 日本フットサル連盟 10,000千円、こころのプロジェクト 1,000千円）
2014年度	55,000千円（JFA 34,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円 日本フットサル連盟 10,000千円、こころのプロジェクト 1,000千円、）
2015年度	55,000千円（JFA 34,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円 日本フットサル連盟 10,000千円、こころのプロジェクト 1,000千円、）
2016年度	55,000千円（JFA 35,000千円（うち、こころのプロジェクト 1,000千円 指導者養成海外研修留学費用 10,000千円）、なでしこリーグ 5,000千円、 JFL 5,000千円、日本フットサル連盟 10,000千円）
2017年度	59,000千円（JFA 35,000千円（うち、指導者養成事業 10,000千円）、 なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円、フットサル連盟 8,000千円、 障がい者サッカー連盟 5,000千円、日本ビートルサッカー連盟 1,000千円）
2018年度	57,000千円（JFA 35,000千円（うち、指導者養成事業 10,000千円）、 なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円、フットサル連盟 6,000千円、 障がい者サッカー連盟 5,000千円、日本ビートルサッカー連盟 1,000千円）
2019年度	57,000千円（JFA 35,000千円（うち、指導者養成事業 10,000千円）、 JFA 夢フィールド建設寄付 1,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、 JFL 5,000千円、フットサル連盟 5,000千円、 障がい者サッカー連盟 5,000千円、日本ビートルサッカー連盟 1,000千円）
2020年度	55,000千円（JFA 35,000千円（うち、指導者養成事業 10,000千円）、 なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円、フットサル連盟 5,000千円、 障がい者サッカー連盟 5,000千円）
2021年度	50,000千円（JFA 30,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円、 フットサル連盟 5,000千円、障がい者サッカー連盟 5,000千円）
2022年度	50,000千円（JFA 30,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円、 フットサルトップリーグ 5,000千円、障がい者サッカー連盟 5,000千円）

9. 表彰規則 改正の件

（決議）資料4

表彰規則を、以下の通り改正したい。

(1) 第3条（対象者）

- ①対象者の明確化
- ②対象者を現状に合わせる

(2) 第6条（表彰者の決定）

表彰者の決定は、「理事会において行う」と規定されているが、一定の要件を満たせば自動的に表彰対象となる定例的な表彰については、「表彰委員会が決定し、理事会に報告する」とすることとする。

一定の要件を満たせば表彰対象となるものは、現状、以下を理事会において決定している。

決議事項

- ① サッカー1級・女子1級・フットサル1級審判員勇退者
- ② サッカー・フットサル1級審判インストラクター勇退者
- ③ ワールドカップ等の大会にて一定の試合を担当した審判員
- ④ 都道府県サッカー協会および地域サッカー協会の会長・副会長・専務理事退任者
- ⑤ 地域サッカー協会の理事を20年以上務めた退任者
- ⑥ 日本サッカー後援会の40年・30年継続会員